

## 要求水準書(案)に対する質問・意見書への回答

### (1) 要求水準書(案)に対する質問

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書(案)	全般 共通					見積要求水準書(平成30年9月27日)から特に修正や変更がない項目については、前回見積時の質問に対する御市からの回答が継続して有効との解釈でよろしいでしょうか。	継続して有効ではないため、入札公告時に確認が必要な事項は質問してください。
2	要求水準書(案)	5	第1編 第2章	2.1.5	(1) エ	基本方針を達成するための基本方策	「本市内の他施設との連携」と記載ございますが、他施設とは具体的に何を指すものかご教示頂きたいとお願いいたします。	本市内にあるごみ処理施設全般とお考えください。
3	要求水準書(案)	6	第1編 第2章	2.8.1		全体計画	①敷地造成工事及び本件事業で発生する伐採木の再利用計画は無いと考えて宜しいでしょうか。 ②利用計画がある場合、具体的な利用計画についてご教授願います。	市としての再利用計画はありませんが、敷地造成工事で発生する伐採木は、資源化施設へ搬入し再資源化を行うことを考えています。
4	要求水準書(案)	7	第1編 第2章	2.8.1	表1-3	本工事における設計、施工の区分	本工事に於ける設計、施工区分について、法面周辺に配置する排水溝等は敷地造成工事に含むと考えて宜しいでしょうか。	法面の小段排水は造成工事にて整備しますが、法尻排水については、本工事の整備範囲となります。詳細は、入札公告時に提示する敷地造成工事図面を参照してください。
5	要求水準書(案)	7	第1編 第2章	2.8.1	表1-3	本工事における設計、施工の区分	(7)豊平・南清掃事務所並びに保養センター駒岡に排水処理設備が記載されていますが、工事内容をご教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
6	要求水準書(案)	7	第1編 第2章	2.8.1	表1-3	本工事における設計、施工の区分	(7)豊平・南清掃事務所の受変電設備工事について、詳細内容をご教示頂きたいとお願いいたします。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
7	要求水準書(案)	7	第1編 第2章	2.8.1	表1-3	本工事における設計、施工の区分	(8)豊平・南清掃事務所の既設設備機器に対する自動制御、中央監視設備は、豊平・南清掃事務所内で成り立っているものと考え、今回の工事対象に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書(案)	7	第2章	2.8.1	表1-3	本工事における設計、施工の区分	(8)保養センター駒岡の送電設備工事について、詳細内容をご教示頂きたいとお願いたします。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
9	要求水準書(案)	7	第1編第2章	2.8.2	-	配置計画	敷地南側道路からの進入路の用途について、ご教示願います。	主に緊急用ですが、保全緑地を地域のお祭り等で開放する際などに、資材搬入車両が直接乗り入れることも想定しております。
10	要求水準書(案)	8	第1編第2章	2.8.2	(14)	配置計画	計量棟手前に待車スペースを確保する要求がございますが、具体的な台数の要求がございましたら、ご教示願います。	具体的な台数を示すことはできませんが、市道へごみ搬入車両が並ぶことの無いように可能な限り広くスペースを確保してください。
11	要求水準書(案)	8	第1編第2章	2.8.2	(17)	配置計画	「なお、かごに溜められたスプレー缶は専門業者が引き取りを行う。」とありますが、積み込みは「車両待機場所」に停車し行うとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書(案)	8	第1編第2章	2.8.2	(17)	配置計画	車両待機場所付近がスプレー缶を処理業者に引き渡す場所と理解すればよろしいでしょうか。かごは引取り業者が用意するとのとの理解でよろしいでしょうか。また、かごの大きさをご教示願います。	お見込みのとおりです。かごについては、現在の駒岡清掃工場においては、横幅1,500mm×奥行き1,500mm×高さ1,300mm程度の大きさのものを5～6台置いてありますので、これと同等程度を想定してください。
13	要求水準書(案)	8	第1編第2章	2.8.3	(1)	環境保全への配慮植物	「事業実施区域では、可能な限り既存草地や緑地を保全し、困難な場合にも在来種を利用した緑地帯を多く確保する等、周辺との連続性や周辺環境の保全に努めること。」とのご指示を頂いています。本事業の緑化計画に際し、造成後、既存の緑地が残る範囲について、本工事範囲の内外に係わらず、ご教示願います。	入札公告時に提示する敷地造成工事図面を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	要求水準書(案)	8	第1編第2章	2.8.3	(1)	環境保全への配慮植物	「事業実施区域では、可能な限り既存草地や緑地を保全し、困難な場合にも在来種を利用した緑地帯を多く確保する等、周辺との連続性や周辺環境の保全に努めること。」とのご指示を頂いています。 しかし、添付12でご提示頂いた所掌区分図によれば、効果的な緑化が可能であるのは、本工事範囲外となっている事業用地の部分と考えます。本工事範囲外の緑化対応を提案することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書(案)	8	第1編第2章	2.8.3	(2)	環境保全への配慮動物	動物の繁殖期等の施工で、作業制限が発生しますでしょうか。またその場合の遅延は、別途ご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	作業制限はないものと想定しています。
16	要求水準書(案)	11	第1編第2章	2.9.3	(9)	都市計画等事項	宅地造成規制区域となっておりますが、別途工事の敷地造成工事にて必要な許可を取得し、検査済証を取得した敷地を引き渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書(案)	11	第1編第2章	2.9.5	(1)	敷地周辺情報電気	「配電線引込工事及び系統連系に係る工事負担金、並びに工事に使用する電源の確保に係る一切の費用は建設事業者の負担とする」とのご指示ですが、工事負担金の決定には札幌市殿と電力会社との協議が必要です。現段階での事業者による工事負担金の想定は困難であるため、見積所掌外とするか、もしくは札幌市殿にて金額のご提示をお願いします。	現在各種調整中であるため、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
18	要求水準書(案)	11	第1編第2章	2.9.5	(2)	敷地周辺情報 用水 イ 地下水	地下水を地震等の災害時に上水が断水時した際は非常用水源として活用する方針とありますが、この非常用水源とは飲料用でなく、プラント用水としての理解でよろしいでしょうか。	飲料用としての利用は考えていません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	要求水準書(案)	11 108	第1編 第2章  第2編 第2章	2.9.5  2.9.1	(2)  (8)	敷地周辺情報 用水 共通設備	P11に「通常時に地下水は使用しないが、地震等の災害時に上水が断水した際は、非常用水源として活用する」とありますが、P108に「(8) 井水については、プラント用水として利用可能な水質に維持するため、水質に応じて井水前処理装置で適切に処理して利用すること。なお、通常時においては、プラント用水の一部として活用すること。」と記載されています。また、その他の箇所には非常用として記載されています。井水の通常時、非常時の使用の考えについてご教示願います。	質問No.18の回答を参照してください。なお、P108に記載がある「なお、通常時においては、プラント用水の一部として活用すること。」は誤記ですので削除とと考えてください。
20	要求水準書(案)	12	第1編 第2章	2.9.5	(3)	敷地周辺情報 排水	「生活排水については、新清掃工場分その他、保養センター駒岡及び豊平・南清掃事務所から圧送されてくる生活排水を一括して排水すること」とのご指示を頂いています。 ① 本排水に係わる費用については、本事業とは別所掌であり、別途ご精算されるものとの理解でよろしいでしょうか。 ② ご精算いただける場合、精算対象の水量は別途、貴市からご提示されるものとの解釈でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
21	要求水準書(案)	12	第1編 第2章	2.9.5	(3)	敷地周辺情報 排水 エ その他	豊平・南清掃事務所から発生する洗車排水については油水分離槽を取合い点として、生活排水として送水と記載があります。一方、194頁の第2編第5章4.1(10)において、洗車場等で油分を含む可能性のある排水は、スクリーン及びオイルトラップを介してプラント排水処理設備へ排水すると記載があります。豊平・南清掃事務所の洗車排水は要求水準書通りに生活排水として扱うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。P194に記載がある洗車場等は誤記ですので削除とと考えてください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	要求水準書(案)	12	第1編第2章	2.9.5	(4)	敷地周辺情報 燃料	「燃料は都市ガス(中圧)とする。…… なお、敷地外の供給地点から敷地境界付近の取 合い点までについても、建設事業者の負担により 新規引き込みを行うこと」 とのご指示ですが、工事負担金の決定には札幌 市殿とガス会社との協議が必要です。 現段階での事業者による工事負担金の想定は困 難であるため、見積所掌外とするか、もしくは札幌 市殿にて金額のご提示をお願いします。	現在各種調整中であるため、詳細は入札公告時 に入札説明書等に示します。
23	要求水準書(案)	12	第1編第2章	2.9.5	(4)	敷地周辺情報 燃料	都市ガスについて、敷地外のガス供給地点をご教 示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
24	要求水準書(案)	12	第1編第2章	2.9.5	(5)	敷地周辺情報 電話・通信	ISDN回線は2024年に終了が見込まれていま すが、通信方法が変更となる場合、その費用は別 途、貴市にご負担いただけるものと考えてよろし いでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
25	要求水準書(案)	12	第1編第2章	2.9.6	-	地中障害物	「玉石については、一定程度の混入を見込むこと」 とありますが、土木工事に支障をきたす寸法、量が 発生した場合は、ご協議頂けるものと考えてよろ しいでしょうか。	一定程度の混入を見込んでいる前提で土木工事 を施工している際に想定外の寸法、量が発生した 場合は協議を行います。
26	要求水準書(案)	13	第2編第1章	1.1.3	(3)	建設事業者の 業務概要	工事中の住民対応等の各種関連業務について手 続に伴う費用負担との記載がございますが、どの ような手続きを想定されているのかご教示願いま す。	手続きについては、(3)の文中のうち、「本施設の 建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、 処分及びその他の関連するもの、建築確認(計画 通知)等の許認可等手続き(本市名で届出等を行 う資料作成を含む)、プラント設備の試運転及び引 渡性能試験、長寿命化計画(施設保全計画)の策 定」を想定しております。
27	要求水準書(案)	14	第2編第1章	1.1.3	(5)	建設事業者の 業務概要	エ 関連設備の整備等 「また、電波障害については、障害が起きた場合 でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、 本市の要請に従い誠意を持って必要な協力や工 事を行う」とありますが、工事が必要となった場合 の工事費は別途清算いただけると考えてよろし いでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
28	要求水準書(案)	14	第2編第1章	1.1.3	(5)	建設事業者の業務概要	キ 周辺住民への対応 本施設の建設期間における周辺住民等からの意見や苦情に対する対応を本市と連携して行う。とありますが、対応に過度な工事が必要になった場合の工事費は別途清算いただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書(案)	14	第2編第1章	1.1.3	(5)	建設事業者の業務概要	コ 法定資格者の配置 本施設の設計・建設業務期間中に必要な以下の資格者は、運営事業者に所属する資格者を配置する。 (ア)電気主任技術者 (イ)ボイラー・タービン主任技術者  との記載がありますが、事業者が電気事業者法の設置者となり、建設工事期間中も法に基づき、必要に応じて現地での常駐が義務付けられるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書(案)	14	第2編第1章	1.1.3	(5)	建設事業者の業務概要	シ 建物内備品等の調達 貴市が使用される机、ロッカー、パソコン等の備品調達の要求がございますが、具体的な品目、台数をご教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
31	要求水準書(案)	14	第2編第1章	1.1.3	(5)	建設事業者の業務概要	シ 建物内備品等の調達 貴市にて使用する備品等で、リース契約が一般的な機器(コピー機など)は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
32	要求水準書(案)	15	第2編第1章	1.2.1	(2)	処理能力等(焼却施設)	ウ 処理対象物の種類 御市がこれまでに処理された災害廃棄物の実績(種類、量、時期)について、開示可能な範囲でご教示頂きたいいたします。	平成30年9月に発生した胆振東部地震におけるブラックアウトにより、冷凍食品、生鮮食品が搬入されましたが、量は不明です。
33	要求水準書(案)	17	第2編第1章	1.2.2	(2)	処理能力等(破碎施設)	不燃性の災害廃棄物が搬入された場合、場内に一時保管のうえ、処理困難物などと同様の取扱いと考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	要求水準書(案)	18	第2編第1章	1.2.2	(5)	計画ごみ質	紙類の単位体積重量をご教示ください。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
35	要求水準書(案)	22	第2編第1章	1.2.3	(4)	搬入・搬出日及び時間	…日曜日、1月1日～3日、定期整備(5月頃25日間)は受入を行わない。とのことから、年間稼働日数は285日/年程度と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の年間稼働日数が、登録車両(許可業者)を除く年間受入日数ということであればお見込みのとおりです。
36	要求水準書(案)	23	第2編第1章	1.2.6	(1)	年間稼働日数及び稼働時間(破碎施設)	「1日5時間(最大9時間)の処理を行う」とありますが、処理時間は午前8時から午後7時までの間と考え、処理中は騒音基準55dB、振動基準60dB(昼間)を採用してよろしいでしょうか。	処理時間は午前9時から正午、午後1時から午後7時までの間としてください。騒音及び振動基準に関する事項はお見込みのとおりです。
37	要求水準書(案)	25	第2編第1章	1.2.8	表2-13	破碎施設の設備方式概要	紙類圧縮品は、コンテナに積み込みごみ資源化工場へ搬送とありますが、このコンテナおよび搬送は運営事業者の所掌外との理解でよろしいでしょうか。また、紙類圧縮品を積込むコンテナの大きさをご教示願います。	お見込みのとおりです。コンテナの大きさは木くずと同じ大きさ(幅2.35m×長さ4.8m×深さ1.9m)を想定してください。
38	要求水準書(案)	26	第2編第1章	1.2.11	(1)	排ガス基準	「排ガス基準を遵守するため、運転管理上の目標とする運転管理値を定めること。」 とのご指示について、  「運転管理値」とはP.211にご指示を頂いている「要監視基準値」および「運転基準値」を示すものとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
39	要求水準書(案)	33	第2編第1章	1.3.4	-	鉄骨製作工場の選定	焼却炉・ボイラ架構等の鉄骨製作工場のグレードは、別途ご協議により選定出来るようにお願いします。	SまたはHグレードの認定工場を選定することを原則とします。
40	要求水準書(案)	35	第2編第1章	1.5.1	(2)	性能保証事項	「～及び「表 2-23 破碎施設の引渡性能試験方法」～ 表2-24 と置き換えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(2)の本文は、表2-22→表2-23、表2-23→表2-24と読み替えてください。
41	要求水準書(案)	37	第2編第1章	1.5.3	表2-23	焼却施設の引渡性能試験方法	焼却灰・飛灰処理物(湿灰)の試験項目に「寸法」、「金属類」の保証がありますが、本項目は、ごみ性状によるため保証条件からは除外されるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
42	要求水準書(案)	44	第1章	1.10	-	瑕疵担保	設計・施工に係る瑕疵による損害賠償の範囲については、直接損害に限られるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書(案)	49	第2編第1章	1.12.3	(2)	環境保全	「工事中は、…騒音・振動の発生の防止に努める…」とありますが、その測定位置は環境影響評価準備書に記載の位置と考えてよろしいでしょうか。	位置が変更となる可能性はありますが、概ねこの近辺で行うものとお考えください。
44	要求水準書(案)	49	第2編第1章	1.12.3	(2)	環境保全	敷地境界における騒音、振動の管理値ですが、法や条例の規定に準じた騒音・振動値を超えなければよいと考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価の予測評価内容より、特定建設作業騒音の基準値を遵守してください。
45	要求水準書(案)	50	第2編第1章	1.12.5	-	工事に伴う環境影響に係る対応	「建設事業者が実施するモニタリングにより、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、建設事業者の責任において対策を講ずる」とありますが、事後対策の手段だけでなく、弊社の実施範囲についても事後調査の結果に応じて協議いただけるものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書(案)	50	第2編第1章	1.12.6	(1)	別途関連する工事との調整	別途関連工事の施工時期と期間をご教示願います。	現在のところ要求水準書(案)に記載した以外の工事は予定されておりません。
47	要求水準書(案)	52	第2編第1章	1.12.13	(5)	仮設工事	その他の必要に応じて想定される備品をご教示願います。	基本的には(5)の本文で具体的に示した備品類と考えていますが、例えば傘立て、パイプ椅子、安全用保護具保管器具、複合機、LAN設備(有線、無線)、空調機、電話等、日常監理に必要な備品類は想定される備品とお考えください。
48	要求水準書(案)	52	第2編第1章	1.12.13	(7)	仮設工事	ア 別途工事の敷地造成工事及び雨水調整池整備工事で予定している仮囲いの計画、範囲等が分かる資料がございましたらご教示願います。	入札公告時に提示する敷地造成工事図面を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
49	要求水準書(案)	52	第2編第1章	1.12.14	-	工事経過の記録	工事経過の記録に動画と有りますが、定点での動画記録と考え空撮による記録は不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
50	要求水準書(案)	54	第2編第2章	2.1.1	(6)	歩廊・階段・点検床等	中間バーを支柱貫通とすると支柱の強度が不利になってしまいます。支柱貫通せずに、鋼管へ直接溶接する構造でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、溶接接合を認めるものとします。但し、中間バー(中棧)を支柱側面に溶接接合する場合、中間バーの端部は面取りを行うものとしてください。
51	要求水準書(案)	54	第2編第2章	2.1.1	(8)	歩廊・階段・点検床等	強度的に問題ないことの確認した上で、1,100mmを超えることの協議は可能でしょうか。	手摺の支柱間隔は、要求水準書のとおり、1,100mm以下を原則としてください。但し、手摺の納まりや他の部位との干渉などのため、1,100mmを超える場合は、強度検討結果の確認の上、協議可能とします。
52	要求水準書(案)	55	第2編第2章	2.1.2	-	防熱、保温	「保温材は目的に適合するものとし、原則として、外装材は、炉本体、ボイラ、集じん器等の機器は鋼板製、風道・煙道・配管はカラー鉄板とし、・・・」とありますが、ボイラや集塵器のように保温材の内側の水管壁やケーシングでガスシールする構造の場合は外装材にカラー鉄板を使用してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。なお、詳細は設計協議の中で詳細な比較資料を作成、提出してもらった中で最終的に発注者が採用可否を判断することを想定しています。
53	要求水準書(案)	56	第2編第2章	2.1.5	-	電気、制御、操作盤	「(4)インバータ等の電子機器を収納した盤は、高温となる場所や粉じん発生箇所近傍には配置しないこと。」とありますが、「148頁4.1.7 動力配電設備(1)一般事項 イ」に記載されている様に、構造等について留意すれば設置は可と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
54	要求水準書(案)	57	第2編第2章	2.1.8	(5)	地震対策	「建築物(煙突含む)の耐震設計における保有水平耐力の確認は、必要保有水平耐力の割増係数としての重要度係数(I)を1.25とする」とありますが、煙突は保有水平耐力の確認を行わず、地震応答解析に基づく設計となるため、割増係数を考慮するのは建築物のみとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「煙突含む」は削除します。
55	要求水準書(案)	57	第2編第2章	2.1.8	(6)	地震対策	配管サポート等の計算書は膨大な量になるため、すべてを提出するのではなく、必要な提出対象は、ご協議によるものと考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
56	要求水準書(案)	58	第2編第2章	2.1.8	(17)	地震対策	地震における天井被害や落下防止のための振れ止めブレースの設置要求がございますが、適用の対象となる部屋の範囲をご教示願います。	不特定多数が集まる居室、見学者ホール等を想定しています。特定天井の法的な基準により適用が求められる範囲以外では、自主的に有効な地震対策を盛り込みたいという意図です。
57	要求水準書(案)	60	第2編第2章	2.2.1	(5)ウ	ごみ計量機	「既存の本市各清掃工場におけるシステムとの互換性を確保できるシステムとすること」とありますが、互換性の確保の必要な内容をご教示願います。	札幌市環境局環境事業部ごみ処理システム・ネットワークへ接続し管理する内容を想定しています。詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
58	要求水準書(案)	63	第2編第2章	2.2.3	(5)カ	プラットホーム 出入口扉	「出口扉にはダンピング又はテールゲート閉め忘れ防止用センサーを設置すること。」 とのご指示は、収集車の通過経路に設置したセンサーと出口扉の開動作のインターロックを想定されているものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書(案)	65	第2編第2章	2.2.6	(5)キ	ごみピット	ごみ汚水槽について、「二重ピット形式であることに留意すること。」 とのご指示は、「二段ピットでの適切な水抜き」とのご主旨であり、「ごみピット本体の二重化」を求めるものではない解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書(案)	67	第2編第2章	2.2.7	(5)チ	ごみクレーン	「ごみ投入扉は2重扉式であるため、クレーンバケットとの干渉に注意すること。」 とのご指示について、内扉とクレーン可動範囲との離隔をとるようにとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、入札公告時に示す要求水準書においては、2重扉以外の方法を認める方向で検討しています。
61	要求水準書(案)	67	第2編第2章	2.2.7	(5)テ	ごみクレーン	「インバータ故障時のための対策を講じること。」 とのご指示について、  ① 1基でごみクレーンの運用が可能なクレーン容量をご提示した場合、本ご指示はクレーン本体の冗長化により満足できているとの解釈でよろしいでしょうか。 ② クレーン本体の故障等、不測の事態への対応として、各クレーンに対し、個別に対策を行う必要があるとのご主旨の場合、具体的な対応としては、インバータの二重化対応を想定したご指示との解釈でよろしいでしょうか。	①のケースは満足には至りません。 ②についてはお見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
62	要求水準書(案)	67	第2編第2章	2.2.8	(4)アイ	脱臭装置	ア 全炉停止時(1炉停止時を含む)において、ごみピット内の臭気が外部に漏洩しないように、ごみピット内の換気回数を決定すること。 イ 1炉停止期間以上の連続運転能力を有するものとする。  とのご指示ですが、事業者にて、1炉運転時の運転要否も含め、具体的な運用(風量、運転時間)を提案させて頂くものとの解釈でよろしいでしょうか。	ア及びイの条件を満たす前提でお見込みのとおりです。
63	要求水準書(案)	68	第2編第2章	2.2.10	(6)オ	ごみピット自動窓拭き装置	「ごみクレーン操作窓用と見学者窓用は、それぞれ単独に設置すること。」と記載ございますが、隣接して見学窓を設置する場合、兼用する計画としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その際、クレーン操作員の運転中の障害にならない計画とするよう留意してください。
64	要求水準書(案)	70	第2編第2章	2.3.1	(5)ケ	ごみホッパ	ホッパに散水が不要であれば散水設備は設けなくてもよいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
65	要求水準書(案)	74	第2編第2章	2.3.6	(5)イ	落じんホッパシュート	「運転中において対応可能な蒸気等を活用したタール・溶融アルミ除去装置を設けること」とありますが、実績等から付着等が問題とならない場合は除去装置を設置しなくても良いでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
66	要求水準書(案)	74	第2編第2章	2.3.8	(4)ア	助燃バーナ	「二次燃焼室温度を助燃バーナーのみで850℃以上に昇温できる容量とすること。」  とのご指示ですが、実際の運用についても、850℃昇温でのごみ投入が必要との解釈でよろしいでしょうか。	実際の運用においては、関係法令等を遵守する前提で、助燃バーナーでの熱及びごみが有する熱において必要な温度まで上昇させることを考えています。
67	要求水準書(案)	75	第2編第2章	2.4.1	(5)イ	ボイラ本体	厚生労働省鋼製ボイラ構造規格の適用範囲に、電気事業法の適用を受けるボイラを除くと記載があります。従いまして、本施設の廃熱ボイラは、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令を適用し設計することと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
68	要求水準書(案)	75	第2編 第2章	2.4.1	(5) オ	ボイラ本体	「過熱器管の材質は実績のあるSUS310以上を標準とし、・・・」とありますが、炭素鋼鋼管(STB)でも十分な耐久性を有することが確認されている部位にSTBを使用してもよろしいでしょうか？ また、過熱器管表面に耐腐食性に優れる材料で表面処理を行う場合は母管にSTBや合金鋼鋼管(STBA)を使用してもよろしいでしょうか？	要求水準書(案)のとおりとします。
69	要求水準書(案)	75	第2編 第2章	2.4.1	(5) オ	ボイラ本体	メーカー実績に基づいて、P.45プラント工事関係の瑕疵担保期間を満足する範囲で、SUS310相当品以外の使用及び肉盛溶接の有無をメーカーにて判断してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
70	要求水準書(案)	76	第2編 第2章	2.4.2	(5) イ	ボイラ鉄骨、ケーシング、落下灰ホッパーシュート	「ボイラ鉄骨は各缶独立した構造とし」とありますが、各ボイラの垂直荷重は各々の鉄骨構造で支持した上で、耐震強度を高めるために各ボイラ鉄骨間を鉄骨梁で接続してもよろしいでしょうか。	ボイラ鉄骨として独立した構造形式であることを前提に、各ボイラ鉄骨を鉄骨梁などで一体化した構造架構とすることを可とします。
71	要求水準書(案)	78	第2編 第2章	2.4.6	(2)	脱気器	脱気器の数量について、2基のご指示ですが、1基の代替提案は可能でしょうか。  脱気器給水ポンプ、給水配管、圧力、レベル制御用のバルブ等、周辺機器も含めた機器点数の削減による大きなコスト的なメリットが見込めます。脱気器を共通系とした場合にも、脱気器本体に不具合の懸念はなく、施設の安定性は担保できるものと考えます。 レベル計の異常によるボイラ給水ポンプの停止、2炉同時休止への懸案であれば、レベル計を二重化する等、別の方法での冗長化対応は可能であると考えます。	要求水準書(案)のとおりとします。
72	要求水準書(案)	78	第2編 第2章	2.4.6 2.4.7	(2) (2)	脱気器 脱気器給水ポンプ	見積要求水準書の脱気器給水ポンプへの質疑にて、脱気器給水ポンプは、脱気器の基数が1基の場合は「2基(内、1基交互運転)」にて計画してよいものとされていますが、この内容は変更し、脱気器2基、脱気器給水ポンプ【4】基(内、【2】基交互運転)となったと考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
73	要求水準書(案)	80	第2編 第2章	2.4.10	(4) ウ	高圧蒸気だめ	今回の要求水準書(案)で数量【2】基と記入されていますが、特記事項に「高圧蒸気だめの基数は提案とする。」とあります。基数はメーカー提案と理解して良いのでしょうか。	2基としてください。「高圧蒸気だめの基数は提案とする。」は誤記ですので削除とと考えてください。
74	要求水準書(案)	82	第2編 第2章	2.4.16	(2)	復水タンク	復水タンクの数量について、2基のご指示ですが、1基の代替提案は可能でしょうか。  機器点数の削減によるコストメリットが見込まれません。 復水タンクを1基とした場合にも復水タンク本体には不具合の懸念はなく、施設の安定性は担保できるものと考えます。	要求水準書(案)のとおりとします。
75	要求水準書(案)	83	第2編 第2章	2.4.17	(5) ア	純水装置	「1日当たりの純水製造量は、全ボイラ最大蒸発量時において24時間以内に満水保缶できる容量とすること。」  とのご指示は 「1炉が最大蒸発量で運転中に休炉中のボイラを24時間以内に純水タンクからの送水と合わせて、満水保管できるように」 との解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)記載のとおりであり、ご質問の解釈とは異なります。
76	要求水準書(案)	87	第2編 第2章	2.5.2	(5) キ	集じん装置	「各室出入口に遠隔操作が可能な排ガス流入閉鎖装置を設けること。」  とのご指示ですが、 本ダンパを使用し運転中に1室のみを閉鎖しての補修作業は安全管理上の懸念があります。 ろ布が破損した部屋以外の部屋での運転継続を目的とするのであれば、出口側のダンパのみで対応可能ですので、「各室出口」でのダンパ設置とさせていただきます。 なお、入口側へのダンパ設置にはダスト付着に起因する不具合のリスクもあるものと考えます。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
77	要求水準書(案)	87	第2編 第2章	2.5.2	(5) タ	集じん装置	集じん装置の各ホップ部にブリッジ検出装置及びブリッジ解除装置を設けることが記載されていますが、ブリッジ解除装置については、実績等により必要ないと判断されるときは、設置しなくてもよいこととして頂けるようお願いいたします。	要求水準書(案)のとおりとします。
78	要求水準書(案)	87	第2編 第2章	2.5.3	(2) (5)	有害ガス除去装置	数量 2系統 / 炉× 2炉 特記事項 キ 供給配管については、閉塞しないように材質、構造に配慮し、配管途中での分岐、連結はしないこと。 ク ノズルは停止時の熱損耗防止、排ガス遮断に配慮すること。  とのご指示は、 「ブローから吹き込みノズルまで輸送配管も含め完全独立で2系列とした上で、ノズル近傍に自動弁にて煙道と遮断するように」 との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書(案)	88	第2編 第2章	2.5.4	(5) オ	ダイオキシン類除去装置	活性炭貯槽について 「貯槽内での吸湿固化対策及び発熱対策を講ずること。」  とのご指示ですが、 活性炭に自己発火防止対応品を使用する場合には、薬品の選定を発熱対策と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、自己発火防止対応品の性能を設計協議時に確認し、発熱対策相当に該当するかを判断します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
80	要求水準書(案)	89	第2編 第2章	2.5.5	-	無触媒脱硝装置	<p>無触媒脱硝装置の設置のご指示がありますが、本装置は「必要に応じて」の設置とさせていただけないでしょうか。</p> <p>窒素酸化物の停止基準としてご提示の150ppm (O<sub>2</sub> 12%換算値) は、排ガス再循環と燃焼制御のみで十分達成可能な場合には、燃焼装置が無触媒脱硝装置の機能を有しているとの解釈も可能と考えます。</p> <p>本装置の省略により、建設費用だけでなく、尿素の晶析防止用のヒータの省略等、維持管理費用の削減メリットも見込めます。</p>	要求水準書(案)のとおりとします。
81	要求水準書(案)	90	第2章	2.6.1	-	余熱利用計画	<p>豊平・南清掃事務所、保養センター駒岡、真駒内駒岡団地ロードヒーティングの必要な電力量をご教示頂きたくお願いいたします。</p>	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
82	要求水準書(案)	90	第2編 第2章	2.6.1	表2-26	場内・場外余熱利用リスト	<p>熱利用リストの中に、「豊平・南清掃事務所」、「電力」「所内用電力(常時)」のご指示があります。</p> <p>① 豊平・南清掃事務所への送電は常時、本施設を經由して送電されるものとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>② ①の解釈が正しい場合、契約電力や焼却炉2炉停止中の送電に伴う電力料金についても、本事業に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>③ 電気設備の設計、用役費用の算出のため、本施設への最大需要電力ならびに送電時間、平均消費電力をご提示願います。</p>	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
83	要求水準書(案)	90	第2編 第2章	2.6.1	表2-26	場内・場外余熱利用リスト	<p>各場外余熱利用量が示されていますが、実際の利用においては変動があるものと思います。蒸気利用の検討のため、実績データなどの変動(月毎、日毎、時間毎等)のわかるデータを提供頂けるようお願いいたします。</p>	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
84	要求水準書(案)	90	第2編 第2章	2.6.1	表2-26	場内・場外余熱利用リスト	<p>熱利用リストの中に、 「保養センター駒岡」 「電力」、「2炉運転時」 「取り合い点までの送電線の敷設(共同溝)のみとする。」 のご指示があります。</p> <p>① 場内の電力バランスに余裕がある焼却炉2炉運転時以外は遮断器を解列するような運用を想定し、新施設の契約電力に見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② 電気設備の設計、用役費用の算出のため、本施設への最大需要電力ならびに送電時間、平均消費電力をご提示願います。</p> <p>③ 弊社の工事所掌としては、貴市にてご準備頂いた取り合い点に端子台取り合いでつなぎこむものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
85	要求水準書(案)	90	第2編 第2章	2.6.1	表2-26	場内・場外余熱利用リスト	<p>熱利用リストの中に、 「真駒内駒岡団地ロードヒーティング」 「電力」、「概ね11月～3月」 「真駒内駒岡団地のロードヒーティング(急勾配の一部を電気式、約900m2)。」 のご指示があります。</p> <p>① 真駒内駒岡団地ロードヒーティングへの送電は、常時、本施設を経由して送電されるものとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>② 本送電量の大小により、送電電力量が増減するため、提案評価にも影響を与えと考えます。公正な評価のため、提案の基準となる運転時間ならびに平均送電量をご提示の程、よろしく願います。</p> <p>③ 弊社の工事所掌としては、貴市にてご準備頂いた取り合い点に端子台取り合いでつなぎこむものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
86	要求水準書(案)	93	第2章	2.6.8	-	場外余熱利用設備 (地域熱供給用熱交換器)	地域熱供給用熱交換装置の稼働に必要な制御用空気、冷却水、制御・動力用電源について、必要量をご教示頂きたいと思っております。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
87	要求水準書(案)	93	第2章	2.6.8	-	場外余熱利用設備 (地域熱供給用熱交換器)	地域熱供給用熱交換器だけでなく、蒸気アキュムレーター、蒸気ドレン冷却用コンデンサなど2.6.8に記載内容の全てが別途工事との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
88	要求水準書(案)	93	第2編 第2章	2.6.8	(3)	場外余熱利用設備(地域熱供給用熱交換器)	「地域熱供給用熱交換器には、負荷変動に追従するためのバッファ機能として蒸気アキュムレーター、地域熱供給事業者からの戻り温水温度上昇対策として蒸気ドレン冷却コンデンサを設置する。」 のご指示について、 本工事での事業範囲は部屋内の指定された箇所への低圧蒸気、復水配管のつなぎこみまでという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
89	要求水準書(案)	93	第2編 第2章	2.6.8	(4)	場外余熱利用設備(地域熱供給用熱交換器)	「地域熱供給用熱交換器の稼働に必要な制御用空気、冷却水、制御・動力用電源は本施設側から供給することを想定すること。」 のご指示について、 取り合いの詳細および、必要なユーティリティ容量について、ご教示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
90	要求水準書(案)	93	第2編 第2章	2.6.8	(5)	場外余熱利用設備(地域熱供給用熱交換器)	別途工事とのご指示ですが、 「地域熱供給用熱交換器設置用の機械基礎を施工すること。」 のご指示についてのみ、本工事に含むものとの解釈でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
91	要求水準書(案)	93	第2編 第2章	2.6.9	(1)	場外余熱利用設備(豊平・南清掃事務所用熱交換器)	豊平・南清掃事務所用の余熱利用設備について、設備容量や配管取合い箇所、既存焼却施設との切替方法等の検討用として、豊平・南清掃事務所と既存焼却施設の空調図、衛生図、電気図をご提示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
				2.6.11	(1)	場外余熱利用設備(豊平・南清掃事務所熱供給配管)		
92	要求水準書(案)	98	第2編 第2章	2.7.8	(5)	誘引通風機	「耐熱設計温度は350℃程度とすること。」とのご指示について、ボイラ出口温度が350℃に比べ大きく下回る場合には、ボイラ出口温度に十分な余裕を持った温度にて、耐熱設計するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	要求水準書(案)	100	第2編 第2章	2.7.9	(5) タ	煙突	「中光度白色航空障害灯を設ける」とありますが、赤白塗装をせず、かつ中光度白色航空障害灯を設けない提案を行って宜しいでしょうか。	関係法令を遵守する前提で提案を可とします。なお、周辺住民等への説明が必要となりますので、最終的に要求水準書(案)どおりの設計となる可能性があることをご含みください。
94	要求水準書(案)	101	第2章	2.8	-	灰出し設備	前回の見積要求水準書から「大塊物(150mm以上)の選別処理」の文言が削除されていますが、セメント原料化施設側での受け入れ条件や基準等は特にないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	要求水準書(案)	103	第2編 第2章	2.8.4	(5) ケ	灰ピット	「換気回数は2回/h以上を確保すること。」とのご指示がある一方で、  P195 表2-45には主灰・飛灰搬出場の換気回数について5回/hのご指示があります。  灰搬出場については、運転状況によっては灰の飛散も想定される箇所であるため、5回/hのご指示を正とするとの解釈でよろしいでしょうか。	2回/hを正とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
96	要求水準書(案)	103	第2編 第2章	2.8.4	(5) ケ	灰ピット	灰ピットの換気回数は2回/h以上とありますが、P195表2-4-5 換気風量の条件(参考)に主灰・飛灰積出量は5回/h以上とあります。ピットと積出室はクレーンの走行範囲となり分離できず一体となりますので、ピット、搬出室ともに2回/hを正としてよろしいでしょうか。	質問No.95の回答を参照してください。
97	要求水準書(案)	103	第2編 第2章	2.8.4	(5) ソ	灰ピット	「ホッパ内の灰凍結対策を講じること。」とのご指示は搬出用のホッパの設置指示ではなく、ホッパを提案する場合に適用されるものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	要求水準書(案)	108	第2章	2.9.1	(8)	共通事項	「通常時においては、プラント用水の一部として活用すること。」と記載ございますが、頁11の2.9.5(2)イには「通常時に地下水は使用しないが、地震等の災害時に上水が断水した際は、非常用水源として活用する方針とする。」とございます。頁11 2.9.5(2)イを正として、地下水は非常時のみの使用とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	要求水準書(案)	108	第2編 第2章	2.9.1	(9)	共通事項	生活用水受水槽の有効容量は、必要な量の7日分以上となる容量を確保と記載がありますが、必要な量とは断水等の緊急時においても水利用の制限は行わず、通常営業可能な量と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	要求水準書(案)	108	第2編 第2章	2.9.1	(10)	共通事項	「ボイラ用水、プラント用水等のプラント機械設備に用水を供給するための受水槽を各々設置すること。」とのご指示について、水質上、運用上の問題がない場合には水槽を統合してもよろしいでしょうか。	薬剤を投入する可能性がある受水槽は各々設置してください。それ以外についてはお見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
101	要求水準書(案)	108	第2編 第2章	2.9.1	(10)	共通事項	プラント用水受水槽の貯留容量について、「各受水槽の有効容量は、2炉運転(基準ごみ質時)に必要な量の7日分以上となる容量を確保し、一時的な断水に対応可能とすること。」とのご指示ですが、  非常用の井水の送水量と合わせて7日分の断水に対応する計画とさせていただけないでしょうか。貯水量の増加により場内の滞留時間が延びることで、水質悪化の懸案があります。	要求水準書(案)のとおりとします。
102	要求水準書(案)	108	第2編 第2章	2.9.1	(11)	共通事項	プラント用水受水槽の貯留容量について、「生活用水、プラント用水、再利用水等の各高置水槽の容量は、最大使用量の4時間分以上を確保」 とのご指示ですが、ご指定のない水槽については、機能的に問題がない範囲で圧送式を採用してもよろしいでしょうか。(例:機器冷却水系統) 圧送式とすることにより、上層階に重量物がなくなるため建築設計上有利になるだけでなく、循環配管が短縮され、コスト削減のメリットがあります。	要求水準書(案)のとおりとします。
103	要求水準書(案)	114	第2編 第2章	2.11.3	(4)	作業環境用脱臭装置	ア 燃焼設備、排ガス処理設備……。ただし、局所吸引した臭気及び化学物質を燃焼用空気として利用する場合又は臭気や人体に有害な化学物質を含まない場合は設置を条件としない。 イ 出口臭気濃度を悪臭基準に適合すること。 とのご指示について、臭気に関する設置要否の判断については、「イ項」にある通り、敷地境界の1号規制(臭気指数10)および排出口高さに従った2号規制の成分濃度を指標とするものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書(案)	118	第2編 第3章	3.2.2	(5)	プラントホーム	ア 面積(有効)【4,500～5,000】m <sup>2</sup> とありますが、その範囲は既設駒岡破碎工場の紙の受入、梱包機を含む受入エリアの考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
105	要求水準書(案)	120	第2編 第3章	3.2.5	(5) キ	自己搬入車両 用受入貯留 ヤード	「刈り草(平ボディ車)」の受入れとありますが、受入れた刈り草の搬出車両の仕様をご教示ください。	10トン平ボディ車程度とお考えください。
106	要求水準書(案)	124	第2編 第3章	3.3.1	(2)	可燃性大型ご み剪断破碎機	2基となっていますが、多種多様な可燃性大型ごみへの対応として、1基を二軸式としてもよろしいでしょうか。コンベヤでの連続投入、連続処理も可能となります。	要求水準書(案)のとおりとします。
107	要求水準書(案)	124	第2編 第3章	3.3.2	(5) ア	低速二軸回転 破碎機	…爆発・火災事故防止を目的に…とありますが、蒸気防爆の採用も可能でしょうか。採用する場合、縦形高速回転破碎機に設けるため、二軸式が不要となります。 フローの変更は可能でしょうか。	蒸気防爆の採用は可としますが、それに伴うフローの変更は不可とします。
108	要求水準書(案)	132	第2編 第3章	3.6	-	搬出・貯留設 備	貯留ホッパの容量は…一律25～30m <sup>3</sup> 程度で計画すること。なお、鉄類やアルミ類等の重量物については、貯留ホッパ内を2室に区分する。とありますが、2室にする場合、1室は12.5～15m <sup>3</sup> 程度ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	要求水準書(案)	132	第2編 第3章	3.6	-	搬出・貯留設 備	鉄類、アルミ類、不燃物については、貯留ホッパのほか、プラットホーム内に貯留ヤードを設ける。とありますが、プラットホーム内に限らず、運用を考慮して施設内に設けていけばよろしいでしょうか。	破碎施設1階であればお見込みのとおりです。
110	要求水準書(案)	134	第2編 第3章	3.6.8	表2-29	その他貯留 ヤード	貯留対象物の種類にある「小型家電」は、小型家電を更に何種類かに分ける、コードを切断する、充電池を外す等の選別・除去作業をすることなく、搬入荷姿のまま貯留するのみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	要求水準書(案)	135	第2編 第3章	3.7	表2-30	除じん・脱臭装 置	破碎機周りで脱臭処理となっていますが、破碎機にてスプレー缶を処理した際に排気するための処理でしょうか。 事前にスプレー缶のほとんどが除去可能であり、破碎処理するスプレー缶は少量と考えガスの発生量も少量と考えます。よって、実績からもプラント全体の集じんと合わせて排気する計画でもよろしいでしょうか。	最初のご質問は、破碎処理に際して発生するあらゆる揮発成分の除去を考えています。後段のご質問は要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
112	要求水準書(案)	141	第2編 第3章	3.10.6	-	模型設備	第3章 破碎施設に係る機械工事設備仕様の3.10.6 模型設備にて「本設備は、敷地内に整備する建築物(焼却施設、破碎施設、管理棟等)に係る模型である」と施設全体の模型となっていますが、破碎施設に属するもので良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	要求水準書(案)	141	第2編 第3章	3.10.7	-	その他設備	同項目の記載内容は焼却施設を含めた全体のものと考えてよろしいのでしょうか。	焼却施設、管理棟を含めた全体のものとお考えください。
114	要求水準書(案)	143	第2編 第4章	4.1.2	(4) カ	電気方式	高圧変圧器と二次側の低圧配電盤を隣接して設置する場合には、主回路の接続をバスダクトではなく、盤内銅帯により行ってもよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
115	要求水準書(案)	143	第2編 第4章	4.1.3	-	特別高圧受変電・送電設備	本設備は、電力事業者と協議を行い送電系統との連系に適した機器を構成し受変電室に設置とありますが、ガス絶縁開閉装置(C-GIS)は屋外でなく屋内の受変電室に設置し受電することによろしいのでしょうか。過去に、敷地境界から50m程度の位置にガス絶縁開閉装置を設置するよう電力会社殿から指示があり、ガス絶縁開閉装置を屋外に設置した事例があります。電力会社殿との事前協議において、ガス絶縁開閉装置の屋内設置に関し、許可は得られておりますでしょうか。	現在協議中です。
116	要求水準書(案)	143	第2編 第4章	4.1.3	(1) ウ (コ)	特別高圧受変電・送電設備 ガス絶縁開閉装置	ウ 主要機器(コ) 系統連系規程にもとづき必要な保護継電器を具備する方針とし、本項にあげられている装置の設置は必ずしも必須ではないと考えてよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
117	要求水準書(案)	145	第2編 第4章	4.1.4	(3) オ (エ)	高圧受配変電設備 高圧配電盤	オ 特記事項(エ) 本項に示された要件を満足する場合、「常用一非常用母線連絡遮断器盤」の設置は必ずしも必須ではないと解釈してもよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
118	要求水準書(案)	145	第2編 第4章	4.1.4	(3) オ (エ)	高圧受配変電設備 高圧配電盤	オ 特記事項(エ) 「常用-非常用母線連絡遮断器盤は、系統復電事、非常用発電機を本遮断器により系統と瞬時並列運転を行って、非常用負荷を停電させることなく正常状態に復帰させること。」とありますが、非常用母線連絡遮断器盤の代わりに特別高圧変圧器の二次側に設置予定の高圧引込盤内の同期用遮断器(52S)にて同様の機能を満足すればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
119	要求水準書(案)	146	第2編 第4章	4.1.4	(5) オ (イ)	高圧受配変電設備 進相コンデンサ盤	オ 特記事項(イ) 蒸気タービン発電機が運転中は、場内の無効電力ならびに力率の調整を発電機で行うため、進相コンデンサを使用することはございません。使用頻度が少ない機器の採用は必要最小限とすることにより、機器保全業務ならびにコストの低減化を図るとの観点から、大容量機器に対する個別設置は必要に応じて行うという方針とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
120	要求水準書(案)	146	第2編 第4章	4.1.4	(6)	高圧受配変電設備 変圧器盤	エ 盤(負荷)構成 プラント共通動力用変圧器盤”、“非常用プラント動力制御盤”について、破碎施設では必要に応じて設置するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
121	要求水準書(案)	147	第2編 第4章	4.1.5	-	電力監視操作設備	破碎施設の電力監視は、オペレータコンソールの機能に含め、専用機は設けない形で考えてもよいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
122	要求水準書(案)	147	第2編 第4章	4.1.6	(1)	低圧配電設備 低圧動力主幹盤(プラント・建築)	エ 主要機器(オ) 非常用切替器は非常用発電機が低圧の場合に具備するものとし、高圧の場合には本項は適用外と考えてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
123	要求水準書(案)	147	第2編 第4章	4.1.6	(1)	低圧配電設備 低圧動力主幹盤(プラント・建築)	オ 特記事項(イ) 「低圧配電盤は原則としてロードセンター方式とすること」の記載がありますが、破砕施設の場合、ロードセンターで配電するには容量が小さいので、使い勝手の良い一般的な分電盤・配電盤方式で提案させて頂けないでしょうか。性能面で劣ることはないと思いますし、予備回路や増設スペースを設ける事も容易であり拡張性を持たせやすいと考えます。	要求水準書(案)のとおりとします。
124	要求水準書(案)	147	第2編 第4章	4.1.6	(1)	低圧配電設備 低圧動力主幹盤(プラント・建築)	オ 特記事項(イ) 低圧配電盤は原則としてロードセンター方式”とありますが、メンテナンス、改造費用削減のため、実績の多い鋼板製自立閉鎖型盤としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
125	要求水準書(案)	147	第2編 第4章	4.1.6	(1)	低圧配電設備 低圧動力主幹盤(プラント・建築)	オ 特記事項(ウ) 統括一元管理、機能分散制御方式を基本に置いて計画すること”とありますが、“機能分散制御方式”とは、ハードディスク二重化のこととの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	要求水準書(案)	147	第2編 第4章	4.1.6	(1)	低圧配電設備 低圧動力主幹盤(プラント・建築)	オ 特記事項(オ) ここでいう「末端」とは、低圧配電設備の各分岐フィーダではなく、その先の各動力盤や分電盤の各分岐フィーダを指していると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	要求水準書(案)	148	第2編 第4章	4.1.6	(2)	低圧配電設備 照明主幹盤	オ 特記事項(ウ) 「こもれびの足湯、仮設事務所、仮設計量棟への電源供給設備を計画すること。」とありますが、各々の電源容量、電圧、フィーダ数、設置場所を提示願います。また、非常用電源が必要な場合、同様に各々の電源容量、電圧、フィーダ数、設置場所を提示願います。	本項目は誤記であり、対応は不要です。
128	要求水準書(案)	148	第4章	4.1.6	(2)	低圧配電設備 照明主幹盤	オ 特記事項(ウ) こもれびの足湯について、必要な電力量と取合い点をご教示頂きたくお願いいたします。	質問No.127の回答を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
129	要求水準書(案)	148	第2編 第4章	4.1.7	(1)	動力配電設備 一般事項	キ 蒸気タービン発電機が運転中は、場内の無効電力ならびに力率の調整を発電機で行います。機器保全業務ならびにコストの低減化を図るとの観点から、低圧負荷に対するコンデンサの個別設置は必要に応じて行うという方針とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
130	要求水準書(案)	149	第2編 第4章	4.1.7	(3)	動力配電設備 インバータ制御盤	インバータ制御盤”との記載がありますが、次項“(4)低圧動力制御盤”にインバータを含めることは可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
131	要求水準書(案)	149	第2編 第4章	4.1.7	(4)	動力配電設備 低圧動力制御盤	エ 特記事項(ウ) ① 本項の記載内容から、低圧動力制御盤はコントロールセンタ方式(JEM1195)を採用するということがよろしいでしょうか。 ② コントロールセンタ方式とする場合、盤形式はJEM1195における「D2BB」方式と考えてよろしいでしょうか。 ③ コントロールセンタ方式とする場合、盤メーカーの標準仕様を採用することにより、各ユニットを極力コンパクトに製作することを目的として、多機能マルチリレー方式を採用してもよろしいでしょうか。 ④ 減電圧始動方式を採用する大容量機器やインバータを採用する機器など、コントロールセンタによる回路構築の利点が見出しづらい部分については、電磁集合方式の閉鎖垂直自立盤で回路を構築するという方針でもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
132	要求水準書(案)	149	第2編 第4章	4.1.7	(4)	動力配電設備 低圧動力制御盤	エ 特記事項(ウ) 主回路断路部は、電源側、負荷側とも完全連結を行い、引き出し操作を容易にすること”とありますが、アの項の“形式”に“鋼板製屋内自立閉鎖形”との記載があります。つきましては、“形式”を優先いたしまして、引き出し形ではなく固定形と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
133	要求水準書(案)	150	第2編 第4章	4.1.7	(6)	動力配電設備 現場操作盤	ア 形式 形式に“鋼板製閉鎖式壁掛又はポスト型”とありますが、実績が多いコントロールボックス型を使用することは可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
134	要求水準書(案)	150	第2編 第4章	4.1.7	(6)	動力配電設備 現場操作盤	エ 特記事項(イ) 現場優先操作から中央優先操作へ切替時でも運転が継続する制御回路とすること”となりますが、安全上の観点から現場優先操作から中央優先操作へ切替時に運転を停止させることは可能でしょうか。ご教示願います。	要求水準書(案)のとおりとします。
135	要求水準書(案)	150	第2編 第4章	4.1.7	(6)	動力配電設備 現場操作盤	エ 特記事項(エ) 本項は機器を現場点検する際の安全確保の観点からのご指定を推察しますが、「保安用安全スイッチ」を操作盤内に施設するなど、同じ目的を達成する別の手法を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
136	要求水準書(案)	152	第2編 第4章	4.1.9	(2)	非常用発電設備 原動機	ガスエンジンの数量が1基とありますが、1基以上としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	要求水準書(案)	157	第2編 第4章	4.2.1	(12)	計画概要	「計測器類は全ての設備について、DCSによる自動化及び遠隔監視操作を考慮し、適切なものを選定・設置する。」 とありますが、「DCS」の定義としては、4.2.1項(2)～(11)でご指示を頂いた機能を有する「分散型制御システム」の意味であり、同等の機能を有したPLCを用いた計装システムを使用してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
138	要求水準書(案)	157	第2編 第4章	4.2.1	(13)	計画概要	(13)項にDCSとの記載がありますが、将来の更新費用、メンテナンス費用等を考慮し、SCADA+PLCとすることは可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
139	要求水準書(案)	157	第2編 第4章	4.2.1	(13)	計画概要	「破碎施設においても原則としてDCSを採用する。」とありますが、破碎施設の各機器の制御は、ON/OFF主体のシーケンス制御であり、応答性、性能面からPLC(プログラマブルコントローラ)主体とした制御システムが有利と考えます。PLC主体のシステムで提案させて頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
140	要求水準書(案)	160	第2編 第4章	4.2.3	(2)	計装機器 大気質測定機器	(キ)「二酸化炭素濃度計(煙突部)」のご指示をいただいておりますが、排ガス中の水分はP.210でご提示頂いた本事業での計測項目にも、P.211でご提示頂いた本事業での排ガス基準値にも含まれないと考えます。 ① 排ガス基準値や手分析による計測項目には含まれないものの、連続分析が必要と解釈でよろしいでしょうか。 ② CO2の連続監視の位置付けについて、ご教示願います。	①についてはお見込みのとおりです。②については、ごみ処理に伴うCO2発生量を連続監視する目的としています。
141	要求水準書(案)	160	第2編 第4章	4.2.3	(2)	計装機器 大気質測定機器	(ケ)「水分計(煙突部)」のご指示をいただいておりますが、排ガス中の水分はP.211でご提示頂いた本事業での排ガス基準値には含まれないと考えます。本連続監視の位置付けが運転管理上の参考であれば、上流側で別途連続分析した排ガス水分の演算値を煙突の水分として運用する提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
142	要求水準書(案)	162	第2編 第4章	4.2.3	表2-32	カメラ設置場所 (標準)	「e 各破碎機出口」について、高速回転破碎機の出口部分は、粉じんなどにより監視が困難なため、無しとしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	要求水準書(案)	163	第2編 第4章	4.2.4	(1)	中央制御装置 中央監視盤	各種プロセスデータの連続記録はDCSに設けるプラントデータ処理装置にて実現するものとし、監視盤に対する記録計の装備は必須ではないと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
144	要求水準書(案)	163	第2編 第4章	4.2.4	(1)	中央制御装置 中央監視盤	「中央監視盤に関し、プラント監視用モニタを設置すること。」とありますが、盤ではなく建築と意匠を考慮したモニタ設置方法としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
145	要求水準書(案)	166	第2編 第5章	5.1.1	(2)	計画概要 工事に係る環 境保全対策	ウ「…工事区域周囲を仮囲いし、防音対策を行うこと。」とありますが、敷地全周を防音仕様の仮囲いを設置するとの考えで宜しいでしょうか。または影響範囲だけ設置するとの考えで良いかどうか、ご指示願います。	入札公告時に提示する敷地造成工事図面を参照してください
146	要求水準書(案)	167	第2編 第5章	5.1.1	(5)	計画概要 掘削工事	掘削に伴う残土の搬出先は白石清掃工場付近(概算距離20km)を想定とありますが、指定先処分になるのでしょうか。その場合、受入が有償であれば単価をご教示下さい。	残土搬出先は指定(札幌市環境局用地)とします。 受入は無償です。
147	要求水準書(案)	167	第2編 第5章	5.1.1	(5)	計画概要 掘削工事	残土搬出先は指定となりますでしょうか。その際は受け入れ先の条件をご教示願います。	残土運搬先は指定(札幌市環境局用地)とします。 受入条件は下記のとおりです。 砂質土、粘性土、火山灰、玉石混り土以外不可プレロード用盛土材とするため、大口かつ均質土希望
148	要求水準書(案)	169	第2編 第5章	5.2.1	(19)	計画概要	施設配置は、焼却施設及び破碎施設の南端並びに破碎工場の東端は「添付資料2 敷地配置及び動線計画図(参考)」に示す場所を限界点とする。とありますが、自己搬入車両用受入貯留ヤードやその他貯留ヤード等は別棟での配置としてもよろしいでしょうか。その場合、限界点の制約は受けないものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
149	要求水準書(案)	174	第2編 第5章	5.2.3	(26) 表2-38	各施設の建築物に係る諸元	「搬出設備室」の設置のご指示について、焼却施設から排出される副生成物が主灰および飛灰処理物のみの場合には特に設置は不要との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
150	要求水準書(案)	175	第2編第5章	5.2.3	(26)表2-38	各施設の建築物に係る諸元	従業者用の諸室の設置指示がありますが、「従業者」とは実施方針P1.にご提示の「運営事業者」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、運営事業者側の従業者としてご理解ください。
151	要求水準書(案)	182	第2編第5章	5.2.8	(2)表2-40	内部仕上	No.8,10,14~17,24~27 処理機械各室(騒音のある諸室)等天井が吸音材貼付になっていますが、施工性を考慮し、騒音検討の結果、壁面の吸音材で効果が得られ、天井面の吸音材が不要であれば天井は直仕上として宜しいでしょうか。186頁 第5章 2.9 (4)ウでは、「壁面(必要に応じて天井)にはグラスウールボードを施工すること」と記載されています。	表2-40 内部仕上に記載している通り、対象室の天井は吸音材貼付とすることを想定しています。
152	要求水準書(案)	182	第2編第5章	5.2.8	(2)表2-40	内部仕上	No.20 灰搬出場 床が防塵塗床となっていますが、大型車の通行があるため、プラットホームと同仕様として宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、耐摩耗仕上げとしても認められるものとします。
153	要求水準書(案)	182	第2編第5章	5.2.8	(2)表2-40	内部仕上	No.21 受変電室 床がフリーアクセスフロアとなっていますが、重量の大きい設備を設置するため、蒸気タービン発電機室と同仕様として宜しいでしょうか。	必要個所のかさ上げコンクリートは認められますが、床仕上げは受変電室に記載のビニール床タイルとしてください。
154	要求水準書(案)	182	第2編第5章	5.2.8	(2)表2-40	内部仕上	No.22 排水処理設備室 壁が水密コンクリートとなっていますが、RC造水槽の壁以外は水と接しないため、地上部に配置する場合は、処理機械各室(地上階)と同仕様として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	要求水準書(案)	183	第2編第5章	5.2.8	(2)表2-40	内部仕上	No.55 排ガス分析室 床・壁・天井の仕上げが居室系の仕上げとなっていますが、自動分析計を設置する室のため、床は塗床(耐薬品)、壁・天井は素地表しとして宜しいでしょうか。	床は塗床(耐薬品)でも認めるものとしますが、壁・天井は、表2-40 内部仕上のように仕上げを行うものとしてください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
156	要求水準書(案)	186	第2編 第5章	5.2.9	(4)	各種送風機室・油圧装置室	「ウ 送風機、通風機、排風機、油圧装置等の騒音・振動の大きな機械は、原則としてRC造の専用の室に収納し、…」とありますが、十分な防音対策を実施し、騒音基準及び振動基準を遵守することにより、RC造ではない専用室への設置としてもよろしいでしょうか。	記載されている内容の十分な対策がなされることを条件に、認められるものとします。
157	要求水準書(案)	188	第2編 第5章	5.2.9	(15)	蒸気タービン発電機室	オ 受変電室に面する窓について防音、遮音性のよい窓の設置要求がございますが、具体的な性能数値がございましたらご教示願います。	騒音基準等に留意の上、提案によるものといたします。
158	要求水準書(案)	189	第2編 第5章	5.2.9	(27)	その他	エ エアシャワー室に隣接して洗濯乾燥室を設けること。とありますが、シャワー室ではなく、エアシャワー室で間違いはないでしょうか。ご教示願います。	シャワー室とお考えください。
159	要求水準書(案)	190	第2編 第5章	5.3.1	(1)	一般事項	敷地造成工事及び雨水調整池工事(別途工事)は2020年度末まで実施とありますが、天候その他の事情で2020年度末までに完了せず、本工事の現場着工が遅れた場合、本工事の工期はご協議いただけると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
160	要求水準書(案)	190	第2編 第5章	5.3.2	(3)	土木工事 場内道路及び 駐車場	イ 「雨水調整池や法肩に近接する箇所など、車両等の転落が懸念される箇所においては、防護柵を設置すること。」とありますが、防護柵は道路用のガードパイプと考えてよろしいでしょうか。	走行する車両の種類、積雪による影響等を考え、必要となる仕様の防護柵を選定してください。
161	要求水準書(案)	191	第2編 第5章	5.3.2	(4)	土木工事 構内雨水集排水 設備工事	ア 設計 敷地外周に幹線水路を設置し接続箇所は別途指定があると明記がありますが、調整池よりもレベルの低い進入道路の路面排水は調整池に放流必要でしょうか。	進入道路の路面排水は調整池への放流不要です。(駒岡資源選別センターの既設調整池へ放流します。)
162	要求水準書(案)	192	第2編 第5章	5.3.2	(6)	土木工事 保全緑地整備 工事	イ 保全緑地整備工事 項アに記載の設備以外に地域市民からの要望等で大がかりな設備の設置が必要となった場合の費用負担については御市と協議させていただきよう願います。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
163	要求水準書(案)	192	第2編 第5章	5.3.2	(8)	土木工事 門扉工事及び フェンス設置工 事	オ「フェンス高さは1.1m程度で計画し、意匠に配慮すること。」とありますが、メッシュフェンス程度と考えるとよろしいでしょうか。	メッシュフェンスの採用は不可とします。積雪にも長期間耐えられる仕様としてください。
164	要求水準書(案)	193	第2編 第5章	5.3.2	(10)	土木工事 雨水調整池工 事	雨水調整池完成後は本工事中の雨水は放流可能でしょうか。	可能です。
165	要求水準書(案)	193	第2編 第5章	5.3.2	(11)	土木工事 その他工事	本工事着工まで別途工事があれば、範囲と内容と期間をご提示願います。	現在、別途工事は計画しておりません。
166	要求水準書(案)	194	第2編 第5章	5.4.2	(5)	空気調和設備 工事	空気調和設備の設計室内条件として、夏季温度26℃(DB)、湿度50%(RH)、冬季温度22℃(DB)、湿度40%(RH)とありますが、上記条件は「約」または「程度」と考えるとよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
167	要求水準書(案)	195	第2編 第5章	5.4.3	(11) 表2-45	換気設備工事	表2-45 ホッパステージは、燃焼空気を取入れにより換気を行うため、10回/h以上の換気回数確保は不可能です。65頁 第2章 2.6 ケ にあるように、炉の運転時は燃焼空気の入力、炉の運転停止時(1炉停止時を含む)においても、脱臭装置により、プラットホームや見学者通路等に臭気が漏洩しないよう、十分な換気回数(換気風量)を確保することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
168	要求水準書(案)	196	第2編 第5章	5.4.7	(2)	エレベータ設 備工事	「停電や地震等の災害時に対応できる機種とすること」とありますが、最寄階で着床し、閉じ込めを抑制するものでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
169	要求水準書(案)	200	第2編 第5章	5.5.4	(7)	その他工事 防犯警備設備	「工場棟、管理棟及び計量棟について、防犯上の警備設備の設置が可能なように電気配管工事等を行うこと」とありますが、空配管のみと解釈してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお運営段階において、市の執務エリアは市の所掌で警備を委託予定ですが、SPCの執務エリアはSPCの所掌で警備を委託することを想定しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
170	要求水準書(案)	201	第3編第1章	1.1.3	(1)	本業務における対象施設	別途工事で整備された一部の植栽等の運営・維持管理も本業務に含まれますが、当該植栽の運営費用を算定する上で必要となる条件(植栽の種類・本数等)等をご提示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
171	要求水準書(案)	202	第3編第1章	1.1.4	(9)	運営事業者の業務範囲	「運営事業者は、本件施設の他、別途工事で施工する敷地境界内の一切に関する維持管理を行うこと。」とありますが、別途工事で施工する設備等は運営事業者では、想定が困難です。つきましては、事業者間の公正を担保するため、当該維持管理に係る費用を入札公告時に貴市にて定めて頂くか、運営事業者の業務範囲外としていただけないでしょうか。	入札公告時に提示する造成設計図等をもとに積算、維持管理を実施していただくことを想定しております。
172	要求水準書(案)	202	第3編第1章	1.1.4	(9)	運営事業者の業務範囲	別途工事で施工する雨水調整池の維持管理とは、どのような事項をお考えでしょうか。	一般的に行われている管理と同等とお考えください(清掃、躯体の維持管理、除草等)。
173	要求水準書(案)	202	第3編第1章	1.1.5	(3)	本市の業務範囲	「・・・本市は、搬入指導員を焼却施設および破碎施設に配置し・・・」とありますが、常時配置される人数と配置場所についてご提示願います。	焼却施設、破碎施設それぞれ5～6名程度を想定しています。
174	要求水準書(案)	202	第1章	1.1.5	(3)	本市の業務範囲	焼却施設と破碎施設に配置される御市の搬入指導員について、控室などの仕様にも記載があるように、双方の施設のプラットホームにそれぞれ5,6名が常時配置されて業務にあたるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
175	要求水準書(案)	204	第3編第1章	1.3.9	-	車両等	「必要な車両、重機等は、運営事業者が用意すること」とありますが、運営・維持管理業務期間終了後、用意した車両、重機等は、引きあげてよいと考えてよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	要求水準書(案)	208	第3編第2章	2.4.2	(2)	ごみ処理手数料の収納など	本市が定める方法が具体的に決まっているのであれば、ご提示願います。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
177	要求水準書(案)	208	第3編第2章	2.4.3	(3)	搬入管理	「本市は、…搬入指導員を配置し、自己搬入の荷下ろし時に必要な監視、指示を行う」とありますが、試運転時の自己搬入も含め、貴市搬入指導員にご協力いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	試運転時の自己搬入は現駒岡清掃工場を受入を行うことから、この期間において新工場に自己搬入者は来ないものとお考えください。
178	要求水準書(案)	208	第2章	2.4.3	(3)	搬入管理	御市の搬入指導員が実施される業務については、事業者による実施までは必要ないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、車両混雑時等は、対応可能な範囲で作業支援を行ってください。
179	要求水準書(案)	208	第3編第2章	2.4.3	(4)	搬入管理	自己搬入受入貯留ヤードとは「破砕施設」の自己搬入受入貯留ヤードのことと理解してよろしいでしょうか。運営事業者の誘導員は、自己搬入の受入れ時に、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作、自己搬入受入貯留ヤードへの誘導、指示は行わなくてよいと解釈してよいでしょうか。	前者はお見込みのとおりです。要求水準書(案)において搬入指導員が行う作業を記載していますが、それ以外の作業は運営事業者が行ってください。
180	要求水準書(案)	208	第3編第2章	2.4.3	(5)	搬入管理	貴市が定期的実施する搬入検査の実施頻度、対象台数、実施時間帯等詳細な実施要領事項をご教示願います。	詳細は決まっておりません。
181	要求水準書(案)	208	第3編第2章	2.4.3	(7)	搬入管理	燃やせるごみとして搬入された小動物の受入・処理は、ごみ投入ホッパへの直接投入ではなく、ごみピットへの投入を行うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	要求水準書(案)	208	第3編第2章	2.4.3	(7)	搬入管理	きつね、鹿、熊等の中、大型動物は、搬入されないとの理解でよろしいでしょうか。	受入基準である50cm以下であれば搬入されるとお考えください。
183	要求水準書(案)	208	第2章	2.4.3	(7)	小動物	「小動物について、燃やせるごみとして排出されたものは受入、処理を行うこと。」と記載ございますが、対象物の種類、大きさ等をご教示頂きたいいたします。	質問No.182の回答を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
184	要求水準書(案)	209	第2章	2.5.1	(1)	運転条件	「運転を9時間実施してもごみが処理できない場合・・・」と記載ございますが、即日処理が困難となった過去事例に関し、機器トラブル以外の具体要因について、開示可能な範囲でご教示頂きたいとお願いたします。	これまでには特にありません。
185	要求水準書(案)	209	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	エ …(平成29年度は年間約7,400枚)。とあり、搬入量もしくは処理量と考えますが、1日当たりの最大搬入量をご教示ください。	大型ごみ収集において搬入されるため、最大搬入量は把握していません。
186	要求水準書(案)	209	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	エ 年間7400枚の月変動実績をご教示願います。	4月706枚、5月234枚、6月633枚、7月787枚、8月780枚、9月842枚、10月739枚、11月766枚、12月568枚、1月372枚、2月329枚、3月665枚、計7,421枚となります。
187	要求水準書(案)	209	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	その他貯留ヤードの貯留物のうち、「紙くず成形物、木くず、スプリングベッド等解体後バネ」以外の貯留物の搬出車両への積み込みは、貴市の業務範囲との考えでよろしいでしょうか。運営事業者の業務範囲の場合、搬出車両の仕様及び搬出頻度、搬出形態(ドラム缶、パレット等)をご教示願います。	お見込みのとおりです。
188	要求水準書(案)	210	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	カ 「自己搬入受入貯留ヤードに持ち込まれた各資源物」とありますが、各資源物とは「紙くず」「木くず」「小型家電」の3種類と考えてよろしかったでしょうか。	P134表2-29 その他貯留ヤードに記載の品目は持ち込まれる可能性があります。
189	要求水準書(案)	210	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	カ 「紙くず」「木くず」は、自己搬入受入貯留ヤードのみに搬入されるのでしょうか、ご教示ください。	紙くず、木くずはプラットホームに搬入されます。
190	要求水準書(案)	210	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	キ 「紙資源ごみの搬入量は、平成29年度で約710トンである」とありますが、紙資源ごみが自己搬入受入貯留ヤードに年間約710トン搬入されるということでしょうか、ご教示ください。	質問No.189の回答を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
191	要求水準書(案)	210	第3編第2章	2.5.4	(4)キ	適正処理、適正運転	キ「紙資源ごみの搬入量は、平成29年度で約710トンである」とありますが、とありますが、1日あたりの最大搬入量をご教示ください。	12.12トンです。
192	要求水準書(案)	210	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	ク「木くずの運搬量は、平成29年度で約492トンである」とありますが、木くずが自己搬入受入貯留ヤードに年間約492トン搬入されるということでしょうか、ご教示ください。	質問No.189の回答を参照してください。
193	要求水準書(案)	210	第3編第2章	2.5.4	(4)	適正処理、適正運転	「木くずの運搬量は、平成29年度で約492トンである。」とありますが、1日あたりの最大搬入量をご教示ください。	搬入物から選別するため、明確には答えられません。
194	要求水準書(案)	211	第3編第2章	2.5.6	(1)表3-3	排ガス基準値	水銀の停止基準値のご指示を頂いていますが、超過の判断については、『大気汚染防止法施工規則の一部を改正する省令(平成28年9月)』に基づき定期バッチ測定にて基準値の管理を行うものとし、連続分析値については、通常時の排出値の管理、低減に活用するものとの解釈でよろしいでしょうか。	水銀についても他のばいじん、塩化水素等と同様の超過判断を考えており、連続測定の数値が要監視基準値及び停止基準値を超過した場合は表3-3の注釈に記載された対応を行っていただきます。
195	要求水準書(案)	211	第3編第2章	2.6.2	(3)	副生成物及び資源物の取扱い 処理困難物	「それぞれ分けて保管すること」とありますが、搬出車両が10tダンプ車となっており、10tダンプ車への積み込み時に混載となってしまうため、分けなくてもよいと考えてよろしかったでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
196	要求水準書(案)	212	第3編第2章	2.6.2	(4)	副生成物及び資源物の取扱い 処理不適物	「それぞれ分けて保管すること」とありますが、搬出車両が10tダンプ車となっており、10tダンプ車への積み込み時に混載となってしまうため、分けなくてもよいと考えてよろしかったでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
197	要求水準書(案)	216	第3編第2章	2.8.1	表3-6	用役の調達及び管理	「運営事業者が電力事業者と各種契約を行い、本施設に必要な電力を調達する。」とありますが、余剰電力の売却契約についての明確なご指示がありません。余剰電力の売却に関する電力事業者との契約は収入が帰属する貴市が行うものと考えてよろしいでしょうか。	契約主体を含め検討中であり、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
198	要求水準書(案)	217	第3編第2章	2.10.1	(5)	建築物の保守管理	「・・・合併浄化槽(設置する場合)、・・・」とありますが、生活排水は下水道に直接放流のため、合併浄化槽は設置しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
199	要求水準書(案)	218	第3編第2章	2.10.5	(1)	除雪	「～また、必要に応じて本施設内及び本市が指定する範囲の除雪作業を行うこと。～」指定される場所は施設外も含むのでしょうか。	維持管理を行う範囲内については含みます。
200	要求水準書(案)	218	第3編第2章	2.10.5	(4)	除雪	「保全緑地の除雪も考慮すること」と記載ありますが、冬季間において使用する場合は除雪するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	要求水準書(案)	218	第3編第2章	2.10.5	(4)	除雪	「保全緑地の除雪も考慮すること」とありますが、雪置場としての利用は不可となりますか。	お見込みのとおりです。
202	要求水準書(案)	220	第3編第2章	2.11.4	(2)	見学者対応及び必要機能の更新	会議室等や保全緑地の利用者側の目的用途に対する可否判断が重要になると思います。また利用者也公平性を保つ観点もあるので、現段階で貸し出しに関する規定や貸し出し方法(予約方法)など、市様のお考えをご提示願います。	地元住民の方々の利用を想定しています。ルールは決まっています。
203	要求水準書(案)	220	第3編第2章	2.11.4	(2)	見学者対応及び必要機能の更新	「会議室の貸し出しは、月曜日から金曜日を標準とする。貸し出しに関する規定については、本市と協議を行うものとする」とありますが、対応時間は何時から何時頃までを想定されているのでしょうか。	地元住民の方々の利用を想定しています。ルールは決まっています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
204	要求水準書(案)	223	第2章	2.13.1	-	地域経済等への配慮	「市内での人材雇用に配慮するとともに、材料の調達、納品を含め市内に本店所在地を有する地元企業を活用する」とありますが、本施設の運営・維持管理を行う構成員の、札幌市内に本店を有する子会社・関連会社などに運営(運転)や維持管理業務をまとめて発注する場合は、必ずしも市内での人材雇用や材料の調達、納品による、地域経済等への配慮とならないため、人材雇用や材料の調達、納品単位での地域経済等への配慮と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	要求水準書(案)	224	第3章	3.1	-	事業期間終了時の機能検査	事業期間最終年度に実施する機能検査について、第三者機関は事業者で選定するものでしょうか。また、本検査に係る費用については、予め運営費用に含めるものでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	要求水準書(案)	添付2	-	-	-	敷地配置及び動線計画図	煙突の位置について、要求水準書(案)P.2には「敷地の東側及び西側には住宅が近接して立地しているため、建物や煙突は敷地の中央部に配置するように計画すること。」とのご指示を頂いています。  添付2でご指定頂いた東西方向の位置かつ、南北方向については、工場棟の北側に設置するようにとのご指示と解釈してよろしいでしょうか。	添付2の位置を標準としてください。
207	要求水準書(案)	添付4	-	-	-	インフラ設備取合図	電気、ガス、通信取り合い点について、進入路の北側を取り合いとし、共同溝設置のご指示を頂いていますが、事業者が維持管理を行う、敷地内の地下配線、配管類、インフラ引き込みについては、要求水準書P.58「配管を埋設する場合、施設の機能に影響する配管については、配管ピットや配管トレンチ内に設置し、地震による損傷が生じない設計とすること。」のご指示に従い、共同溝に限定するものではなく、トレンチ等、地震対策に配慮した形で、適宜事業者が提案するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
208	要求水準書(案)	添付資料12	-	-	-	所掌区分図	建設工事中に工事車両は、添付資料12で示されている『敷地進入出道路(黄色線)』以外に、調整池脇の敷地西側道路部及び、保全緑地脇の敷地南側道路部を使用してもよろしいでしょうか。もし不可の場合は、使用可能な道路をご教示頂きたくお願いいたします。	特に工事の支障がない場合においては調整池脇の敷地西側道路を使用してください。
209	その他						想定外の積雪、強風等により、発生した工事遅延は、別途ご協議いただける事の理解でよろしいでしょうか。	建設工事期間(4年弱)においては、積雪、強風、高温、低温の状況が厳しくなる時期が発生することは想定されます。したがって、これまでに本市で発生したこれらの状況は起こりうると想定していただく中で、それを超える想定外の事象が発生した際には別途協議する方針とします。

## (2) 要求水準書(案)に対する意見

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
1	要求水準書(案)	11	第1編第2章	2.9.5	(1)	電気	「配電線引込工事及び系統連系に係る工事負担金、並びに工事に使用する電源の確保に係る一切の費用は建設事業者の負担とする」とありますが、事業者による見積金額の想定は困難なため、貴市の所掌として頂きたいいたします。	契約主体を含め検討中であり、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
2	要求水準書(案)	11	第1編第2章	2.9.5	(1)	電気	「配電線引込工事及び系統連にに係る工事負担金、並びに工事に使用する電源の確保に係る一切の費用は建設事業者負担とする。」と記載ございますが、後日精算を条件に、工事負担金の金額は入札公告時に御市より予めご指定いただきたくお願いいたします。	契約主体を含め検討中であり、詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
3	要求水準書(案)	19	第2編第1章	1.2.3	(1)	ごみの搬入形態	ごみの搬入出に関する詳細検討のために、駒岡清掃工場現地における車両搬入の状況調査を実施させて頂きたいいたします。時期や方法等の詳細については御市と調整させて頂きます。	調査の実施は不可とします。
4	要求水準書(案)	44	第2編第1章	1.10.2		施工に係る瑕疵担保	土木建築工事関係の瑕疵担保期間及び保証期間は正式引渡し後からとなっております。正式引渡しは土木建築工事完了後の試運転期間(150日程度)後となり、実際にはこの試運転開始時から使用による劣化が発生します。土木建築関係の瑕疵担保期間及び保証期間は試運転開始時からの期間とすることをご検討をお願いします。	要求水準書(案)のとおりとします。
5	要求水準書(案)	63	第2編第2章	2.2.4	(3)	ごみ投入扉	ア 開閉時間5秒以内とありますが、実績等の最短で10秒となります。速度を上げることが難しく、10秒以上の仕様として頂きたいいたします。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
6	要求水準書(案)	68	第2編第2章	2.2.11		自走式展開検査装置	自走式展開検査装置の製造メーカー(カヤバシステムマシナリー)が販売を中止したため、仕様に合致する装置の購入ができなくなっています。他の仕様(可搬式検査装置など)の採用をご検討頂きたいいたします。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
7	要求水準書(案)	208	第3編 第2章	2.4.2	(1)	ごみ処理手数料の収納など	ごみ処理料金の納付での後納分の取り扱いは、債権回収のような扱いになるため、実施は困難です。事業範囲から除いていただきますようお願いいたします。	後納の場合の料金徴収は本市の所掌とします。
8	要求水準書(案)	添付資料4				インフラ設備取 合い点	下記の取合い点及びルートについて、現地調査及び確認作業を実施させて頂きたく、お願いいたします。なお、調査時期等につきましては、御市と調整させて頂きます。 1.北海道地域暖房 熱源水取合い点およびルート 2.保養センター駒岡 排水及び電気取合い点及びルート 3.豊平・南清掃事務所 上水・熱源水・下水取合い点及びルート 4.豊平・南清掃事務所 ロードヒーティング範囲、ルート 5.保養センター駒岡 ロードヒーティング範囲、ルート 6.その他	調査の実施は不可とします。
9	要求水準書(案)					井水	井水について、現地にてサンプリング調査を実施させて頂きたくお願いいたします。詳細は御市と調整させて頂きます。	調査の実施は不可とします。